

新型コロナウイルスワクチン

令和4年7月19日

追加接種（4回目接種）のご案内

接種費用は
無料です

- ◆ 3回のワクチン接種をされた方への4回目の追加接種のご案内です。
- ◆ 対象者は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等です。
※基礎疾患を有する方等の接種券は申込みが必要です。町報6月号の全戸配布チラシをご覧ください。
- ◆ 3回目の接種日から5カ月以上が経過した日以降に接種することができます。
- ◆ 接種を希望される方は、以下の手順により、予約した上で接種を受けてください。

ワクチン接種の予約について

1. 接種できる日を確認する

3回目接種日から5カ月以上が経過した日以降に接種可能です。

2. 接種会場、日時の候補を決めて予約する（電話もしくはLINE）

同封の「秩父郡市新型コロナウイルスワクチン接種会場について」から、集団接種会場または個別接種の医療機関を選び、接種日程の候補を決めて予約してください。

予約する日から30日先までの接種日を予約できます。予約の際は3回目接種日から5カ月以上が経過した日以降の接種日を選択してください。

【電話の場合】 ※かけ間違いにご注意ください。

①秩父郡市共通のコールセンターに電話をしてください。

☎ 050-2018-2795
受付時間 8時30分～17時15分（平日のみ）

②オペレーターに以下の事項を伝えてください。

- 住民票のある市町村
- 「予診票」の右上にある接種券番号の下6桁
- 生年月日
- 希望の接種会場、日時 ● 電話番号

予約時には手元に
「予診票」
を準備してください。
※接種日も使用します

接種券			
券種	?	(<input type="checkbox"/> 予診のみ)	4 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		QRコード
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎		
231234561234567890			

【LINEの場合】 24時間対応

①右記のQRコードを読み取り「秩父市」を友だち追加します。→→→→
※QRコードが読み取れない方は、LINE IDで「@chichibu_city」を検索して、友だち追加してください。



②自動返信で届くメッセージに従い入力を進めてください。

③個人識別番号入力の際は、皆野町にお住まいの方は最初に「3」をつけてから接種券番号の下6桁を入力してください。

※LINE予約はスマートフォンをお使いください。タブレット等は使用しないでください。
※詳しい操作方法について町ホームページに手順を掲載しています。

* 基礎疾患がある方は、接種についてあらかじめかかりつけ医にご相談ください。

* 引越などで住所が変わった場合は予診票の再発行が必要になりますので、引越先の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

ワクチン接種当日に持参するもの

- ①「予診票」 …事前に必ず記入をお願いします。
※接種当日に医師による「予診のみ」になって予診票を使用した場合は再発行が必要です。
- ②「予防接種済証（臨時接種）」 …左上に宛名が書かれた4回目用の書類です。
- ③本人確認書類（健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等）
※氏名・生年月日・住所が確認できるものをご持参ください。
※万が一、副反応が起きた場合は健康保険証が必要となります。

接種当日は
肩の出しやすい
服装でお越しください

①～③を忘れると接種できません。

【封筒の中身一式と本人確認書類をお持ちください】



ワクチンについて

- ワクチンの種類:ファイザー社製及び武田/モデルナ社製を使用します。
 - ・国からは一定の割合で2種類のワクチンが配分されるため、それぞれのワクチン数には限りがあります。
 - ・秩父地域では、接種会場ごとに取り扱うワクチンが異なります。予約時にご確認ください。
 - 接種回数:4回目接種分として一度の接種です。
 - 接種間隔:3回目接種日から5カ月以上です。
 - ・3回目接種日が3月1日の場合、8月1日以降の日であれば接種可能です。
- ※同封されているワクチンに関する説明書をよく読んでから接種してください。

《基礎疾患を有する方等は接種券の発行申込みが必要です》

18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師から認められた方も4回目接種の対象者ですが、接種を希望される場合は接種券発行の申込みが必要です。
基礎疾患の対象となる病気や状態、接種券発行の方法等については、町報6月号の全戸配布チラシをご覧ください。

【接種を受ける際の同意】

- 接種については予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けてください。
- 受ける方の同意なく接種が行われることはありません。
- 職場や学校、周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることがないように願います。

【その他】

- ワクチン接種後に健康被害が生じたときは、予防接種法に基づく救済を受けることができます。
 - ワクチン接種による詐欺に注意してください。ワクチン接種に関してお金や個人情報を電話で求めることはありません。
- 出典:厚生労働省ホームページより

【その他の問い合わせ】

医学的知見が必要となる専門的な相談は埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口へお問い合わせください。
また、ワクチンの詳しい情報については厚生労働省のコールセンターやホームページをご利用ください。

<埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口>

☎ 0570-033-226 (24時間、土日・祝日も対応)

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

☎ 0120-761-770(フリーダイヤル) * 受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

<新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口>

☎ 0120-565-653(フリーダイヤル) * 受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

問合せ:皆野町役場 健康こども課 健康づくり担当

☎:62-1288 FAX:62-2791